

高齢者の方に対する税法上の障害者控除について

精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、市が定める基準に該当する方は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）をお持ちでなくても、税法上の「障害者控除」を受けることができます。

ただし、市が発行する認定書が必要となりますので、介護福祉課高齢福祉係まで申請手続にお越しく下さい。（※基準を満たさない場合は、認定書を発行できない場合があります。）

- ◇**対象者** 市に在住する65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。
- ◆障害者手帳に準ずる障害をお持ちの方
 - ◆食事・排泄等の日常生活に何らかの介護が必要な方
 - ※「特別障害者」に該当する障害者手帳（身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）をお持ちの方は、申請不要です。
 - ※「特別障害者」に該当しない障害者手帳をお持ちの方でも、市の認定書により「特別障害者」の控除を受けられる場合があります。

◇**障害者控除額**（所得から控除される金額）

控除区分	所得税（国税）	住民税（市・県民税）
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円 ★同居加算35万円あり	30万円 ★同居加算23万円あり



◇**申請に必要なもの**

- ①介護保険被保険者証 ②申請者の印鑑 ③申請者の本人確認できるもの
- ※認定書は、約1週間後に送付します。
 - ※「障害者控除」を受ける場合には、毎年申請していただく必要があります。

◇**申し込み・問い合わせ** 介護福祉課高齢福祉係 ☎0738-23-5851

令和2年度 学校給食用物資納入業者登録申請の受付を行います

◇**申請書交付および受付期間** 令和2年1月7日(火)～24日(金) 9:00～16:00
(期間厳守 ただし、土、日曜日、祝日及び昼休みを除く。)

◇**納入物資および業種区分**

物資区分		納入業者営業地・業種
1	精肉類	御坊市内の販売業
2	肉加工品（ハム・ソーセージ等加工品）	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
3	魚介類（塩干しを含む）	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
4	水産練り製品（かまぼこ等）	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
5	生鮮野菜芋類	御坊市・日高郡内（日高卸売市場(株)登録買受人）
6	生鮮果実	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
7	豆製品・コンニャク類	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
8	乾物類・缶詰・冷凍調理加工品類	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
9	デザート類	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
10	調味料類（ソース・味噌類他）	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
11	冷凍青果・果実	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業
12	パン類	御坊市内製造販売業
13	乳製品類	和歌山県内販売業
14	麺製品・その他（佃煮・ふりかけ他）	御坊市・日高郡・有田市・田辺市内販売業

納入業者には登録選定基準があります。詳しくは、お問い合わせください。

◇**受付・問い合わせ** 御坊市立給食センター ☎0738-22-5437